

衛星画像・AI 判読結果配信サービス利用 一式

入札申請関係書類

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 入札の注意事項
- ④ 提出書類の注意事項
- ⑤ 仕様書
- ⑥ 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ⑦ 質問書
- ⑧ 入札書
- ⑨ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑩ 委任状
- ⑪ 契約書（案）
- ⑫ 誓約書（2種類）
- ⑬ 仕様確認申込書
- ⑭ 誓約書（様式8）

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

（下記のうち、どれか1つを持参ください）

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 3 旅券（パスポート）
- 4 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

< 担当 >

兵庫県土木部技術企画課業務班 川端

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 79479

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月3日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和8年7月31日（金）

(4) 納入場所

兵庫県土木部技術企画課

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「政令」という。））第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

- ア 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県土木部技術企画課 担当 川端
電話 (078) 341-7711 内線79479 FAX (078) 362-4433

イ 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年7月3日（金）から9日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県

条例第15号) 第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和8年7月16日(木) 午前10時 兵庫県庁第1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年7月3日(金)から令和8年7月9日(木)まで(持参の場合は県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認申込書

(イ) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法 持参、郵送等又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果 令和8年7月14日(火)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに提出されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
- 要作成
- (7) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外を落札者とする場合がある。
- (8) その他
- 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品
衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式
- (2) 調達物品の規格、品質、性能、条件等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和8年7月31日（金）
- (4) 納入場所
兵庫県土木部技術企画課

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。（以下「財務規則」という。））第81条の3に基づく兵庫県物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者であって、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和8年7月9日（木）午後5時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて出納局物品管理課へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「政令」という。））第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者。
- (3) 入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
兵庫県土木部技術企画課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）
電話番号（078）341-7711（内線75044）
- (2) 参加申込みの期間
令和8年7月3日（金）から9日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出書類
ア 申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参すること。
イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- (4) 入札参加資格の確認

- ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。
- イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年7月14日(火)午後5時までに一般競争入札参加資格通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

そのため、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月3日(金)から7月9日(木)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県土木部技術企画課(兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)
電話番号(078)341-7711(内線79479) F A X(078)362-4433

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

- ① 仕様確認申込書
② 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法

持参により提出すること。

オ 確認の結果

令和8年7月14日(火)午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県土木部技術企画課

令和8年7月3日(金)から7月9日(木)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県庁第1号館1階入札室
- (2) 日時 令和8年7月16日(木)午前10時
- (3) その他

ア 名簿の登録申請を行った者から審査の終了前に入札書が提出された場合においては、その者が開札の日時までに入札参加資格を有すると認められることを条件として、当該入札書を受理する。

イ 入札前に確認通知書の写しを提出すること。

ウ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

エ 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

(4) 開札

開札は、入札書の提出後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合において、再度入札が実施された場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、令和8年7月15日(水)正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年7月15日(水)以前の任意の日を開始日

とし、令和8年7月24日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合の納入実績の報告については、別紙「納入実績報告書」を前出3で示した、期日までに提出することとし、入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を前出4(4)イに併せて通知する。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

(1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

(1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年7月17日（金）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始まで入札執行者に届出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接

な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1

兵庫県土木部技術企画課（電話番号：(078)341—7711 内線 79479）

入札の注意事項

1 代表者等が入札される場合について

参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

代表者等名で記入した入札書を社員等が持参して入札する場合は、持参者の本人確認を入札前に行います。

- ① 本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- ② 持参していない場合、本人確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。

2 代理人が入札される場合について

代表者ではなく、参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札開始前に行います。

なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

- ① 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- ② 次の場合、代理人の権限確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。
 - ・代表者もしくは届出のあった者以外が入札権限を行使するとき（県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く）
 - ・代理人が本人確認書類を持参していないとき

3 入札書について

- (1) 入札書は、同封の「入札書」及び「入札書【再入札用】」を用意して下さい。うち、「入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。「入札書【再入札用】」は金額欄を未記入としてください（再入札用）。

※再入札日が入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

- (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※見積書提出日が再入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないで下さい。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

提出書類の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

1 入札参加申込み（期限：令和8年7月9日（木）午後4時）

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- (3) 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること）
- (4) 入札保証金または入札保証金免除証明書

2 仕様確認を求める書類等及び仕様書の質問について（期限：同上）

- (1) 仕様確認申込書
- (2) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等
質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出願います。
提出方法は、上記1と同じです。

3 開札日時・場所：令和8年7月16日（木）午前10時

兵庫県庁第1号館1階入札室

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- (3) 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

4 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

5 契約時（落札業者のみ）

- ① 契約書 2通（管理課で準備する契約書に記名・押印すること）
- ② 契約保証金（履行保証保険）または誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）

本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の1.1倍）の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から契約締結日までの間（土曜日、日曜日を含む）に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から翌日から契約締結日までの間（土曜日、日曜日を含む）の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。または誓約書を契約後1週間以内に提出して下さい。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

「衛星画像・AI 判読結果配信サービス」

仕様書

令和8年 6 月

(適用)

第1条 本仕様書は兵庫県土木部技術企画課(以下「甲」という。)が発注する衛星画像及びAI判読結果をWEBサイトで閲覧できるクラウドサービス「衛星画像・AI判読結果配信サービス」(以下「本サービス」という。)に適用する。

(目的)

第2条 本サービスは、事業者(以下「乙」という。)が平時の衛星画像データと災害時に乙が自主観測した衛星画像データ、AI判読結果を参考情報として配信することにより被害範囲や想定浸水範囲を迅速に特定することを目的とする。

(サービス利用範囲)

第3条 本サービスの利用は、本仕様書及び乙が制定するサービスレベル契約(以下、「SLA」という。)に記載されている範囲内に限るものとする。
なお、SLAについては、契約締結までの期間に、甲に事前確認を実施するものとする。

(ライセンスの契約期間)

第4条 本業務の契約期間は、契約日から令和9年3月31日までとする(初年度については環境構築期間を含む。環境構築とは、アカウント発行及び初期状態の衛星画像の搭載を指す。)

(ライセンスの管理)

第5条 ライセンスの利用者は、甲の担当職員とする。ライセンス発行上限は30アカウントまでとし、それ以上は乙と別途調整することとする。なお、アカウントの発行の対象部署は甲の組織内に限る。

(ソフトウェアの管理)

第6条 使用しているOSやソフトウェアについては、セキュリティ上、適切なバージョンを使用し、必要に応じてバージョンアップを行う。

(衛星画像データ等)

第7条 配信する衛星画像データとAI判読結果は以下のとおりとする。配信対象とする衛星画像データは乙が判断することを基本とするが、契約期間中の変更が発生する場合には甲と協議すること。なお、迅速かつ柔軟性の高い対応を行うため、乙が保有する国内の地球局を利用し衛星画像データ取得を行うこと。

(1)災害時、乙が自主観測する衛星画像データ

以下の(ア)(イ)を利用することとする。乙の自主的な判断により観測(以下、「自主観測」という。)する衛星画像データである。観測の条件等は乙が制定するSLAに記載されているとおりとする。

なお、以下の災害および対応条件で観測を実施することとする。

- ・対象災害:台風・大雨による河川氾濫・土砂災害・高潮による浸水被害や地震等の大規模災害(警戒レベル5を目安とする。)
- ・対応条件:乙が衛星による観測・対応が有効と判断するもの
- ・自主観測する衛星画像データ等の配信時間は、観測後7時間を目標とする。

(ア)Pleiades

概要:仏 Airbus DS 社が打ち上げた光学衛星であり、広域観測を行う 0.5m分解能の高分解能衛星

時期:乙が自主観測する災害後(時期の指定は不可)

回数:乙が自主観測する回数

雲量:60%以下を目安とする

撮影角度:50度以下

範囲:乙が自主観測する範囲

(イ)SPOT

概要:仏 Airbus DS 社が打ち上げた光学衛星であり、広域観測を行う 1.5m分解能の中分解能衛星

時期:乙が自主観測する災害後(時期の指定は不可)

回数:乙が自主観測する回数

雲量:60%以下を目安とする

撮影角度:50度以下

範囲:乙が自主観測する範囲

(2)災害時、甲が観測依頼する衛星画像データ

以下の(ウ)(エ)を利用することとする。甲からの依頼により観測する衛星画像データである。依頼はメールを基本とする。乙は観測日から 5 営業日(土日祝日、年末年始、乙の休業日を除く)以内(災害時には可能な限り早急)に本サービスに掲載するものとする。本掲載データは本サービスユーザに対して公開対象となる。なお契約期間内に該当する災害等による観測依頼がない場合は、契約終了時に甲乙にて協議の上、乙は減額措置を受

諾するものとする。観測の条件は以下の通りとする。

(ウ) Pleiades

概要: 仏 Airbus DS 社が打ち上げた光学衛星であり、広域観測を行う 0.5m 分解能の高分解能衛星

時期: 甲が指定する災害後(乙が衛星観測機会を考慮して観測実施)

回数: 1回(優先観測)

面積: 1回あたり約 100km²

雲量: 20%以下(20%以下を満たさない場合はキャンセルを可能とするが、甲の判断により採用も可能とする)

撮影角度: 50度以下

範囲: 甲が観測依頼する範囲

天候等の条件: 甲の依頼日から 14日以内に観測ができない場合はキャンセルを可能とする。

(エ) SPOT

概要: 仏 Airbus DS 社が打ち上げた光学衛星であり、広域観測を行う 1.5m 分解能の高分解能衛星

時期: 甲が指定する災害後(乙が衛星観測機会を考慮して観測実施)

回数: 1回(優先観測)

面積: 1回あたり約 500km²

雲量: 20%以下(20%以下を満たさない場合はキャンセルを可能とするが、甲の判断により採用も可能とする)

撮影角度: 50度以下

範囲: 甲が観測依頼する範囲

天候等の条件: 甲の依頼日から 14日以内に観測ができない場合はキャンセルを可能とする。

(3) 令和8年度中に観測された衛星画像アーカイブ画像データの搭載

令和8年度(2026年度)中に観測された、SPOT衛星画像(アーカイブ)を本サービスに設定するものとする。アーカイブ画像は、撮影1シーン内において矩形で指定した500km²までの範囲とし、乙が既存アーカイブの候補を提示した上で甲が選択する。

(4)PASCO Satellite Image(以下、PSIという。)

- 概要:衛星画像(SPOT)に対し、国土地理院の5m及び10m標高データ及び数値地図(1/2,500又は1/25,000)を利用し、オルソ幾何補正処理、色調補正、精度検査を行った株式会社パスコの製品
- 時期:契約時点における最新年度の令和7年度(2025年度)を含む過去10年間の画像(被雲率等条件の良い画像により構成され撮影日は地域により異なる)
- 回数:毎年度1回の更新
- 範囲:日本全国

(5)ALOS-2(だいち2号)災害前後合成画像(赤青画像)

- 概要:JAXA(宇宙航空研究開発機構)が打ち上げたSAR衛星であり、広域観測を行う高分解能衛星。災害前後の画像を合成することにより、変化箇所を赤色と青色で強調される。
- 時期:JAXAが基本観測と緊急観測をした中から、乙が選定する災害前と災害後(時期の指定は不可)

(6)AI判読結果

(1)、(2)、(5)について、AIにより判読し、一定以上の変化が認められた箇所を推定する。判読属性は、土砂移動域、浸水域とする。なお、AI判読完了前に、衛星画像のみ先行して配信する場合がある。

乙は、乙が開発した画像判読AIモデルを用い、乙の判断に基づきAI判読を実施するとともに、その結果を甲に配信するものとする。AI判読結果は、観測画像をもとに、AIにより一定以上の変化が認められた箇所を推定したものであり、その判読属性は、想定土砂移動域(SPOT、Pleiades、ALOS-2)および想定浸水域(SPOT、ALOS-2)とする。なお、これらの推定域は、誤りや漏れを含む可能性があり、あくまで即時性を持った広域的な参考情報として甲が利用するものとし、その精度の保証を乙に求めるものではない。

(7)その他配信する情報

(ア)ベースマップ

背景地図として、地理院タイル(標準地図・淡色地図・白地図・空中写真・陰影起伏図)を配信する。

(イ)国土数値情報等

国土交通省が公開する国土数値情報等から契約開始当初最新版の以下のデータを配信する。

登記所備付地図データ、都市計画区域データ、区域区分(市街化地域・市街化調整区域)、大規模盛上造成地

なお、契約日以降更新されたものは随時配信する。

(本サービス WEB サイト提供)

第8条 乙は甲を対象にWEBサイトの利用環境を構築することとする。なお、WEBサイトは下記の機能又はサービスを実現するものとする。

(1)衛星画像データ等の閲覧機能

WEBサイトにて、契約日以降に配信する第7条の情報を随時閲覧可能とする。また第7条(1)、(2)、(3)の内容は任意の2時期を並べて比較できるような2画面表示を有するものとする。

(2)その他機能

甲が保有するGISデータ(ポイント・ライン・ポリゴン形式)をWEBサイトにアップロードし、衛星画像と重ねて表示できるものとする。また地図表示している範囲をブックマークとして登録できる機能を有するものとする。

(3)動作環境

乙が制定するSLAのとおりとする。本サービスは、インターネットに接続されたPCから、WEBブラウザを使用して操作するインターネット配信型のサービスとする。

(4)操作マニュアル

乙が制定する本サービス操作マニュアル(以下「本マニュアル」という。)のとおりとする。本マニュアルはWEBサイトからダウンロードできることとし、仕様変更があった際には速やかに本マニュアルに反映することとする。

(衛星画像や判読結果等の利用範囲)

第9条 甲は、非営利利用の目的で判読結果をダウンロードし複製、転記、抽出、加工、改変、その他の利用をすることは可能とする。利用の目的で第7条に示す衛星画像データおよびAI判読結果の画面キャプチャを取り、利用や外部資料等へ掲載することすることは可能とする。なお、衛星画像データ等の利用により生じる甲の損害、及び甲から第三者へ提供される事に対する甲や第三者の損害等については乙の責任対象外とする。本サービスに表示された衛星画

像データ等の画面キャプチャを掲載した資料を印刷または表示する際は、適切なクレジットを目立つ形で表記しなければならない。本サービスおよびデータごとのクレジット表記とは、例えば、次のような表記を指す。

- ・PSI, SPOT:©Airbus DS YYYY(※YYYYはデータ撮影年次)
- ・Pleiades:©CNES YYYY, Distribution Airbus DS
(※YYYYはデータ撮影年次)
- ・ALOS-2: ©JAXA YYYY Distributed by the Consortium,
©PASCO CORPORATION(※YYYYはデータ撮影年次)
- ・本サービス、AI判読結果:©PASCO

(サービスレベル)

第10条 乙は、乙の制定するサービスレベルにて本サービスの提供を行うものとする。

(1)ヘルプデスク設置

WEBサイトの操作、衛星画像、判読結果、変化情報に関するユーザからの問い合わせ窓口を設置すること。サービスレベルは乙が制定するSLAの「ヘルプデスク基準」のとおりとする。システムの操作方法など、システム利用ユーザからのメールによる問い合わせ窓口を設置する。受付時間は24時間365日とし、乙の対応時間は9:00~17:30(土日祝日、年末年始、乙の休業日を除く)とする。問い合わせに対しては2営業日以内に乙は一次回答を行うものとする。

(2)障害受付・対応

障害受付および対応については乙が制定するSLAの「サービスレベル仕様」のとおりとする。受付時間は24時間365日とし、乙の障害対応の時間は9:00~17:30(土日祝日、年末年始、乙の休業日を除く)とする。また障害時の通知は、乙から甲に通知するものとする。

(3)継続的なサービス提供ができない場合の対応

乙の使用の衛星、地球局(受信局)・処理システム等が天災地変等の不可抗力により本サービスが継続できない場合は、甲乙間で協議して決定する。また乙が制定するSLAの「サービス未達時の措置」に従って対応するものとする。

(その他の要件)

第11条 下記の要件を満たすものとする。

- ・本サービスと同様のサービス内容を兵庫県以外の都道府県で導入されてい

ること。

- ・サービスを運用するクラウド基盤は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)クラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスを利用すること。
- ・サービス提供者は、兵庫県から稼働率の提出を求められた際に、依頼時点から過去1年間の稼働率(以下、「年間稼働率」と言う。)を提出すること。なお、簡易集計した稼働率の提出とし、証跡データは不要とする。
- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)クラウドサービスリスト、または ISO/IEC 27017(外部サービスセキュリティ)若しくは ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)を取得した企業が提供するクラウドサービスから選定すること。
- ・可能な限り、独立行政法人情報処理推進機構が発行する安全なウェブサイトの作り方 改訂第7版(セキュリティ実装チェックリスト)に準拠した作りであること。
- ・契約終了時にクラウド内に保管されたデータがある場合は、データを消去し、データ消去証明書を提出すること。なお、クライアント側で消去した場合は、不要とする。

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： _____

職・氏名： _____

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

- 4 連絡先（担当者）

所属： _____

電話： _____

氏名： _____

FAX： _____

質 問 書

衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式にかかる一般競争入札について、以下のとおり質問します。

記 入 日	令和 年 月 日
商号又は名称	
担 当 者	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

【質問事項】

番号	該当資料名・頁	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		

※ 本様式については、入札説明書 4（1）イに記載の事務局あて提出すること。

入札書

件名 衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
衛星画像・AI判読結果 配信サービス	1式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和8年7月31日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

入札書

件名 衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
衛星画像・AI判読結果 配信サービス	1式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和8年7月31日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行いますので
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。
（再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です）

兵庫県契約担当者

兵庫県知事様

住所

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者
（代理人が入札する場合は代理人）が
所属する部署のものを記載ください。

商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

入札書【再入札用】

件名 衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
衛星画像・AI判読結果 配信サービス	一式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和8年7月31日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

見積書

件名 衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
衛星画像・AI判読結果 配信サービス	1式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和8年7月31日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

見積書

件名 衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
衛星画像・AI判読結果 配信サービス	1式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和8年7月31日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、代理人の記名で見積書を提出してください。

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

電話番号、メールアドレスは代表者
(代理人が入札する場合は代理人)が
所属する部署のものを記載ください。

執 行 者 立 会 人	
確 認 書 類	

※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている衛星画像・AI判読結果配信サービス利用一式の案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積合わせに関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふり がな 氏 名

令和 年 月 日

兵 庫 県
契約担当者 兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《連絡先》

部 署 名 : _____

職 ・ 氏 名 : _____

電 話 : _____

契 約 書 (案)

1 サービスの名称 衛星画像・AI判読結果配信サービス

2 納入場所 兵庫県土木部技術企画課

3 履行期間 令和8年7月 日から

令和9年3月31日まで

4 利用料金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

衛星画像取得料 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の業務について、兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な利用契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県
契約担当者 兵庫県知事 齋藤元彦 印

乙 住所
氏名

印

(目的)

第1条 乙は、次のサービスを甲に提供し、甲はこれを利用する。

サービス名 衛星画像・AI判読結果配信サービス（以下「サービス」という。）

内 容 別添「衛星画像・AI判読結果配信サービス調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(実施の方法)

第2条 乙は、この契約書、仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、サービスの提供を実施するものとする。

(利用料)

第3条 サービスに対する利用料（以下「利用料」という。）は、金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。ただし、乙の責に帰すべき理由によりサービスを提供できなかった場合は、月割計算により算出するものとする。

2 サービス開始以前の契約期間において、利用料は発生しないものとする。

3 衛星画像取得料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とし、単価は別添の単価表のとおりとする。なお、災害等が発生せず衛星画像取得を行わなかった場合は、衛星画像取得料は発生しないものとする。

4 総利用料は、利用料及び衛星画像取得料を合算したものとする。

5 乙は、契約期間満了後10日以内に利用料を甲に請求するものとする。

6 甲は、乙が提出する正当な支払請求書を受理した日から30日以内に利用料を乙に支払わなければならない。

(契約保証金) ※入札後決定事項（入札公告及び入札説明書参照）

第4条 契約保証金は、 する。

(秘密の保持)

第5条 乙は、サービスの遂行上、直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、契約中の個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反し、甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求する

ことができる。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティ対策)

第7条 乙は、サービスを提供するに当たり情報資産を取り扱う場合には、別添「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及び「兵庫県行政情報ネットワーク運用管理要綱」を守らなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反し、甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(指示及び報告)

第9条 乙は、サービスの提供に当たっては、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙に対し、サービスの状況について報告を求めることができる。

(内容の変更等)

第10条 契約内容に疑義が生じた場合は、甲、乙の双方協議の上、甲が必要と認めた場合において、書面により変更を定めるものとする。

(サービスの一時的な提供停止、廃止)

第11条 乙は、仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号の場合にはサービスの提供の全部又は一部を停止するものとする。

- (1) 戦争、テロ行為、争乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変、その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの適用が不能となったとき
- (2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき
- (3) サービス用設備及びサービスを提供するための通信回線の役務を提供する電気通信事業者（乙を除く。）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき

2 前項の場合において、乙は、その事由の発生後直ちにサービスが停止される時期及びその期間を甲に対して通知するものとする。

3 第1項第1号に規定する事由よりサービスの提供ができなくなった場合は、サービスの全部又は一部を廃止し、廃止日をもって契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(利用遅滞の場合の違約金)

第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約の利用開始日にサービスの利用を開始できないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の利用開始日から利用が可能となった日の前日までの日数に応じ、総利用料につき年10.75%の割合で計算した額を違約金として乙に納めなければならない。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、サービスの提供にあたり全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、サービス提供の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

3 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

4 乙はサービス提供の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

5 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

6 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

第14条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないとき。
- (3) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第14条の3 甲は、第14条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 利用開始日前に解除した場合には、総利用料の10分の1に相当する額。
 - (2) 利用開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する利用料の合計の10分の1に相当する額。

5 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第15条 甲は、第17条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき又は第13条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第16条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第17条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第18条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(賠償の予約)

第19条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用し

ていた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、総利用料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害の負担及び損害補償）

第20条 サービスを提供する過程において生じた損害又は乙が第三者及び利用者に及ぼした損害は、全て乙が負担する。ただし、乙の責に帰すことができない事由の場合はこの限りではない。

（適正な労働条件の確保）

第21条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第22条 乙は、第14条の3第3項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

（管轄裁判所）

第23条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の地域を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

誓約書

下記1の県発注契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 県発注契約名

衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 1式

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者が前3号のほか本委託契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔法人名
代表者名 (職氏名)〕

電 話 () —

電子メール

誓約書

下記1の県発注契約の履行に伴い、再委託契約（以下「本再契約」という。）を締結するに当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 県発注契約

- (1) 契約名
衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 1式
- (2) 発注者
兵庫県
- (3) 受注者
ア 住所（所在地）
イ 氏名（名称・代表者名）

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員
ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者が前3号のほか本委託契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名
代表者名(職氏名))

電 話 () ー

電子メール

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 1式

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名
代表者名(職氏名))

電 話 () —

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓約書

下記1の契約の履行に伴い、再委託契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 委託契約名

(1) 契約名

衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 1式

(2) 発注者

兵庫県

(3) 受注者

ア 住所(所在地)

イ 氏名(名称・代表者名)

2 誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を守るよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(4) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときは、発注者が行う本契約の解除その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者(職氏名) 〕

電 話 () —

電子メール

別表 (誓約事項(1)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

仕様確認申込書

件 名 衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式

会社名：

担当者：

電話：

F A X：

メールアドレス：

	サービス名	サービス提供者	数量	摘要
1			1 式	

※サービス名・サービス提供者を記入のうえ、カタログ等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期日までに提出してください。

様式8（第5の16関係）
（誓約書）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

衛星画像・AI判読結果配信サービス利用 一式

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契約名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名
電話
電子メール

様式8（第5の16関係）
（誓約書）

[留意事項]

誓約書の2(1)には、過去2年間（注1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注2）とその契約と種類（注3）及び規模（注4）をほぼ同じくする（注5）契約を数回以上（注6）にわたって締結し、履行したのみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注1）「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記事があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記事がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

（注5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

（注6）「数回以上」とは、2回以上をいう。

納入実績報告書

業務担当者

兵庫県土木部技術企画課長 様

所在地

会社名

代表者名

電話番号

メールアドレス

番号	納入先	業務名	契約日	完了日	備考
1					
2					
3					
4					
5					

※ 業務実績は、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体、その他知事が指定する公共的団体との直近の業務実績（過去2年間）を記入すること。

※ 上記のうち、1件以上は、報告の内容が確認できるもの（契約書（写）、納品書（写）等）を添付すること。

※ その他知事が指定する公共的団体とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

※ 過去2年間とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。